

(厚生労働委員会)

麻薬及び向精神薬取締法及び薬事法の一部を改正する法律案（津田弥太郎君外十四名発議）（

参第四号）要旨

本法律案は、指定薬物の製造、輸入、販売等の現状に鑑み、これに適切に対処するため、麻薬取締官及び麻薬取締員に指定薬物に係る司法警察員としての職務並びに指定薬物に係る廃棄その他の処分及び立入検査等に関する職権を行わせるとともに、指定薬物又はその疑いがある物品の試験のための収去等について定めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一 麻薬取締官及び麻薬取締員の指定薬物に係る職務及び職権の追加

1 司法警察員としての職務の追加

麻薬取締官及び麻薬取締員は、指定薬物に係る薬事法に違反する罪について、司法警察員として職務を行う。

2 廃棄その他の処分及び立入検査等に関する職権の追加

厚生労働大臣又は都道府県知事は、指定薬物に係る廃棄その他の処分及び立入検査等を麻薬取締官又

は麻薬取締員にも行わせることができる。

## 二 指定薬物に係る収去の権限の追加等

1 厚生労働大臣又は都道府県知事は、その職員に、指定薬物又はその疑いがある物品を、試験のため必要な最少分量に限り、収去させることができる。

2 1による収去を拒み、妨げ、又は忌避した場合についての罰則を設ける。

3 収去の権限の追加に伴い立入検査等の要件を見直し、指定薬物の規制に係る規定の施行のため必要があるときに行うことができるものとする。

## 三 施行期日等

1 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

2 その他所要の規定の整理を行う。